

9 市川市物品購入予定価格算出事務取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品購入の予定価格を算出する際の要領を定めるものとする。

(予定価格の算出)

第2条 予定価格は、価格の総額について定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間等を考慮して、公正に算出するものとする。

(購入物品の種類)

第3条 事務取扱い上、購入物品の種類を「実例のある物品」「実例のない物品」「定価設定のある物品」「定価設定のない物品」に分ける。

(実例があり、定価設定もある物品の取扱い)

第4条 過去に類似した購入実例があり、かつ、定価設定のある物品の取扱いは、実例年度の対定価率を参考として算出した実例価格を基本とする。

(実例はないが、定価設定のある物品の取扱い)

第5条 過去に類似した購入実例がなく、定価設定のある物品の取扱いは、過去における同分類の対定価率を参考として算出した積算価格を基本とする。ただし、積算価格によりがたいものは、業者から徴した事前見積価格を基本とする。

(実例はあるが、定価設定のない物品の取扱い)

第6条 過去に類似した購入実例があり、定価設定がない物品の取扱いは、大幅な仕様変更と数量変更もないものは、実例価格を基本とし、又、大幅な仕様変更や数量変更があったものは、業者から徴した事前見積価格を基本とする。

(実例もなく、定価設定もない物品の取扱い)

第7条 過去に類似した購入実例がなく、かつ、定価設定がない物品の取扱いは、積算資料があるものは、積算価格を基本とし、又、積算資料がないものは、業者から徴した事前見積価格を基本とする。

(事前見積り)

第8条 事前見積りは、指名競争入札にあつては指名予定業者、一般競争入札にあつてはメーカー又は当該物品等の取扱い可能な業者から徴するものとする。

2 事前見積りは、3社以上から徴するものとする。ただし、当該物品等の取扱い可能な業者が3社未満の場合は、この限りではない。

(実例価格からの減額率)

第9条 「数量の多寡」等を考慮して、実例価格の100分の100から100分の66を限度として予定価格を設定する。

(事前見積価格からの減額率)

第10条 「数量の多寡」等を考慮して、事前見積価格の100分の100から100分の66を限度として予定価格を設定する。

(積算価格からの減額率)

第11条 「数量の多寡」等を考慮して、積算価格の100分の100から100分の66を限度として予定価格を設定する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。